



既存の  
小規模飲食店の方へ

店内の一部

健康増進法の経過措置により、以下の要件に該当する飲食店は喫煙可能室を設置し、**店内の一部(または全部)で喫煙(紙巻、加熱式どちらも可)しながら飲食することが可能なお店として営業することができます。**

- 要件1：2020年4月1日時点で営業していること
- 要件2：資本金が5,000万円以下であること
- 要件3：客席面積が100㎡以下であること

ただし、喫煙可能室を設置する場合、以下すべての対応が必要です。

(違反している場合に罰則適用となる可能性があります。)

- 1：出入口に「喫煙可能室あり」等の標識を掲示する。
- 2：たばこの煙の流出を防止する。  
具体的には「出入口における気流」、「壁や天井による区画」、「屋外排気」といった措置が必要です。
- 3：20歳未満の方(従業員を含む)を喫煙区域に立ち入らせない。
- 4：広告・宣伝する際、喫煙可能室を設置していることを明示する。
- 5：各地域の保健福祉事務所に喫煙可能室設置施設の届出をする。
- 6：客席面積や資本金に係る書類を保管・保存する。

- 詳しくは、厚生労働省「なくそう!望まない受動喫煙Webサイト」または県ホームページをご覧ください。
- 保健所設置市(横浜、川崎、相模原、横須賀、藤沢、茅ヶ崎)に店舗がある場合は、各市へお問合せください。



# 飲食店の皆様へ

## 各店舗で選択可能な店内環境について

右記①～③の  
すべてを  
満たしているか

はい

いいえ

- ①2020年4月1日時点で営業している
- ②資本金または出資の総額が5,000万円以下
- ③店舗の客席\*の面積が100㎡以下

\*客席とは、客に飲食をさせる場所のことで、店舗全体の面積から、厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指します。

原則として、**①店内全面禁煙となります。** 例外] 技術的基準に適合した喫煙区域の設置(②・③)ができます。

① 店内全面禁煙



店舗出入口に掲示

② 喫煙専用室の設置<飲食×>



店舗出入口に掲示



喫煙区域の  
出入口に掲示

③ 加熱式たばこ専用喫煙室の設置<飲食○>



店舗出入口に掲示



喫煙区域の  
出入口に掲示

原則として、**①店内全面禁煙となります。**

例外] 上記(②・③)のほか、健康増進法の経過措置に基づく喫煙可能室の設置(④・⑤)ができます。

- ④ 店内の一部に喫煙可能室を設置 <飲食○>
  - ⑤ 店内のすべてを喫煙可能室とする(喫煙可能店) <飲食○>
- ⇒④・⑤を選んだ場合、届出が必要です。詳細は裏面をご確認ください。

### < 必要な対応 >

(○ = 必要、× = 不要)

店内環境の状況	㉗ 煙の流出防止 (技術的基準への適合)	㉘ 20歳未満の者(従業員含む)の立入禁止	㉙ 標識の掲示	㉚ 広告・宣伝時の明示	㉛ 要件に係る書類の保存	㉜ 設置等の届出
① 店内全面禁煙	×	×	○	×	×	×
② 喫煙専用室の設置	○	○	○	×	×	×
③ 加熱式たばこ専用喫煙室の設置	○	○	○	○	×	×
④ ⑤ 喫煙可能室の設置	○	○	○	○	○	○

#### ㉗ 煙の流出防止

喫煙室の「出入口における気流(0.2m/s)」、「壁や天井による区画」、「屋外排気」の3つの基準を満たすことが必要です

#### ㉘ 20歳未満の者の立入禁止

20歳未満の方を喫煙区域に立ち入らせてはいけません。店舗すべてが喫煙区域(喫煙可能店)の場合、20歳未満の方は入店できなくなります。

#### ㉙ 標識の掲示

店舗の入口と、喫煙室がある場合は喫煙室の入口にも標識の掲示が必要です。

#### ㉚ 広告・宣伝時の明示

広告や宣伝をする際、当該喫煙室があることの明示が必要です

#### ㉛ 要件に係る書類の保存、

㉜ 設置等の届出  
詳しくは、裏面をご確認ください。